

第6次府中市総合計画への市民意見の反映について

1 総合計画市民検討協議会(仮称)の設置

- (1) 市民参加による「府中市総合計画検討協議会(仮称)」を設置し、市民の意見を集約し、市長に提言する。協議会は基本目標・基本施策ごとに検討する5つに区分し、それぞれ公募市民8名以内で構成する。
- (2) 公募職員によるプロジェクトチームの職員は協議会の会議のサポートをするとともに、実務職員としての意見を反映させるため協議会にそれぞれ4名以内で参加する。
- (3) 基本目標・基本施策の検討の構成は次のとおりとする。
- | | | | | |
|----------|-------|---------|----|-------|
| ①健康・福祉 | 市民 | 8名以内 | 職員 | 4名以内 |
| ②生活・環境 | 市民 | 8名以内 | 職員 | 4名以内 |
| ③文化・学習 | 市民 | 8名以内 | 職員 | 4名以内 |
| ④都市基盤・産業 | 市民 | 8名以内 | 職員 | 4名以内 |
| ⑤行財政運営 | 市民 | 8名以内 | 職員 | 4名以内 |
| 合計 | 60名以内 | 市民40名以内 | 職員 | 20名以内 |

2 市民の意見を聴く会(仮称)の開催

市の主催により、地域別の課題等について市民意見を把握するとともに、追加的な課題や意見収集に努める。会場については、各分化センターを予定し、実施にあたっては、曜日、時間帯等について、多くの市民が参加できるように配慮する。

3 市民への審議会開催状況の公開及び意見聴取

審議会の開催状況について、広報、ホームページ等で公開するとともに、市民からの意見を聴取する。

4 グループインタビューの開催

協働のパートナーとして期待されるグループとの役割分担に関する意見交換を行う。

5 パブリックコメントの実施

多くの市民から広く総合計画に関する意見を求めるため、広報、ホームページ等を通じてパブリックコメントを実施する。

6 「市民意識調査」・「市政世論調査」の実施

市民意識調査、市政世論調査において、総合計画に対する認識等に関する市民の意見を把握するとともに、併せて調査対象者の意見を求める。